

令和6年第1回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和6年1月26日（金） 16時30分開会
17時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一
教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育次長 山本昭彦
学校教育課理事 鳥山勝美
教育総務課長 久原和彦
生涯学習課長 中尾盛雄
教育総務課 係長 島 美紀

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第1号 長与町就学援助規則の一部を改正する規則について

6. その他

閉会

○山本教育次長

皆様こんにちは。

今年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、令和6年第1回定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、金崎教育長にご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

皆様こんにちは。

先ほどもありましたが、新しい年になりました。旧年中大変お世話になりました。本年もどうぞよろしく願いいたします。

1月1日に、ご承知のとおり能登半島で発生しました地震によりまして、200名を超える方がお亡くなりになっておられます。

ご冥福をお祈りしたいと思います。

また、多くの方々が被災されて、今も非常に苦しい生活が続かれていますのではないかと思います。

1日も早い復旧、並びに復興を願いたいと思います。

お忙しい中、本日もご出席いただきまして本当にありがとうございました。

また年の初めにごございました二十歳のつどい、並びに出初め式等へのご出席、どうもありがとうございました。

高田小学校のことについて、お話をさせていただきたいと思います。

高田小学校ですが、長与小学校の副校長を務めておりました西田先生が、今回、校長に昇任し、着任をするということになりました。

1月15日の着任でございます。

前の校長の寺地先生につきましては、ご病気のために、2学期も末までお休みになられたんですが、この病休が3月31日までと決定したために、急遽、長崎県教育委員会に人事の配置をお願いいたしました。

そこで西田新校長が、昇任ということになりまして、着任をいたしたところです。

西田新校長は以前、高田小学校に教頭として勤めていたこともございまして、学校としてはですね、全く知らない学校ではございませんし、今の小学校6年生が小学校1年生のときの教頭でもございましたので、児童の中には、西田校長を知った者もおります。

その点で本人も少しは安心して着任が出来たのではないかというふうに思っています。

この間、この判断が早めに行かずに、高田小学校には大きな負担をかけたと思っています。

また、長与小学校は、後任の副校長の着任はございません。

そのため、長与小学校の方に今度は負担をかけることになるということにつきまして、私、教育行政を預かる者として、おわびをしたいと思っております。

両校のために、そして子ども達のために、教育に影響が出ないように、教育委員会として支援をしてまいりたいと考えております。

話題が変わりまして、今週の水曜日は大雪の予報が出たため、早い段階で町立の学校を臨時休業といたしました。

大雪にはなりませんでしたが、交通状況も良い状況であるとは言えない状態でした。

子ども達の安全は守ることが出来たのではないかと捉えております。

本日は、報告と議案が1件ずつございます。

ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○山本教育次長

次に、次第3 会議録の承認に移ります。

12月22日に開催いたしました令和5年第12回定例教育委員会の会議録につきましてご承認をお願いいたします。

ご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

令和5年第12回定例教育委員会会議録につきましては、承認されました。

続きまして、次第4 報告になります。

まずは、教育行政、12月23日から本日までの報告でございます。

1ページをお願いいたします。

教育総務課では、本日の定例教育委員会となっております。

続いて、学校教育課です。

先ほどもお話ありましたけれども、1月15日に、長与小学校の西田副校長が、高田小学校の新しい校長として着任いたしました。

その他、今月も、部活動の地域移行につきまして、多くの視察を受けております。

1月15日の福岡県宇美町その他、4つの自治体、議会からの視察を受けております。

また、1月17日には、沖縄県教育委員会、それから、北海道教育委員会と、昨年12月に連携協定を結びましたスポーツデータバンクとの情報交換も行っております。

次に生涯学習課です。

1月7日に、長与町二十歳のつどいを執り行いました。

教育委員の皆様におかれましても、ご多忙の中ご出席いただきました。

ありがとうございました。

男性205名、女性189名の計394名の皆さんが20歳の節目を迎えられました。

その他、地域子ども教室運営委員会をはじめ、各種委員会も開催されたところでございます。

以上が、教育行政報告になります。

次の学校事故の報告と委任事項の報告でございますけれども、学校事故についてはございません。

それから、委任事項につきましても、報告すべき重要事項などございませ

んでした。

以上で報告を終わります。

これまででご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、続きまして次第5 議事に移りたいと存じます。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第1号 長与町就学援助規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第1号 長与町就学援助規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

資料の方、3ページから5ページになります。

長与町就学援助規則様式第1号の委任事項及び個人情報の利用に係る部分の修正等を行うものでございます。

なお附則につきまして、施行期日を公布の日からとしております。

詳細につきましては、久原課長より説明いたします。

○久原課長

それでは議案第1号 長与町就学援助規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正は長与町就学援助規則第5条に規定する就学援助申請時に用いる様式第1号について、現行の個人情報保護法の規定との整合を図るため、委任事項及び個人情報の利用に係る部分の字句の修正、並びにその他軽微な字句の修正を行うものです。

それでは4ページ5ページの方をお願いいたします。ちょうど見開きになってございますので、左右対照しながら見ていただければと思います。

まず4ページの方を読み上げます。

長与町就学援助規則の一部を改正する規則。長与町就学援助規則の一部を次のように改正いたします。

様式第1号中、右肩の「①新入学生用（小学校）」を削りました。

そして、平仮名で記載してありました「または」について、漢字の「又は」と変えております。

これは内閣法制局が発出しております「法令における漢字使用等について」という通知文の中で、このように記載する旨書かれておりましたので、これを機に改正をいたしました。

続きまして「停止されている」を、「停止されている等、支給要件から外

れた」という表現に変えてございます。

こちらにつきましては、支給要件を外れるに当たっては、停止のみならず取消しといった場合も停止要件に関わりますので、そこを含んだ形、その表現として改正をしております。

続きましてこの様式中の下側の方、ちょっと長いですが、読み上げます。

「申請者、世帯員同意、委任事項」という欄中の記載の変更です。

「就学援助の事務に必要な申請者及び世帯員の生活保護法に基づく生活保護の受給状況、町民税の課税状況、住民基本台帳情報、児童扶養手当の受給状況を長与町教育委員会が確認することに全員の承諾を得た上で同意します。また、就学援助費の請求、受領、返納に関する権限を在籍学校長に委任します。ただし、学用品費・通学用品費、校外活動費、新入学用品費、体育実技用具費については下記口座に振り込んでください。返納が有る場合は、申請者が返納します。」という記載を2つの欄に分けて、まず1つ目、委任事項ということで、「就学援助費の請求、受領及び返納（学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費及び体育実技用具費にあつては請求）に関する一切の権限を在籍学校長に委任します。学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、体育実技用具費については下記口座に振り込んでください。返納が発生した場合は申請者が返納します。」ということで、これに関しては、記載の内容については当てはめ、その適用については全く変更ございませんで、書きぶりを変えたということです。

そして、個人情報に関する部分ということで分けて記載をしております。

「個人情報の利用について、就学援助の対象者適格審査及び決定に関する事務のため、申請者及び申請者の属する世帯の世帯構成員に係る生活保護の受給状況、町民税の課税状況、住民基本台帳情報及び児童扶養手当の受給状況を確認することがあります。」というふうに改めました。

先ほど次長からもありましたとおり、この規則は、公布の日から施行することとしております。

それでは、欄を2つに分けて変わった「個人情報の利用について」というところについて、詳細説明をいたします。

教育総務課が所管する学校教育法第19条の規定に基づく就学援助事務を実施するに当たっては、適格審査及び決定に関する事務のため、申請者及び世帯員に係る生活保護の受給状況、町民税の課税状況、住民基本台帳情報及び児童扶養手当の受給状況を確認することがあります。

従前の様式第1号の文面では、その確認にあたって、申請者本人の同意はもとより、申請者自身が世帯員全員の同意を得ることとしていました。

これらの利用予定の個人情報は、長与町長が保有する個人情報であります

が、教育委員会は、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で、提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、改正された個人情報保護法第69条第2項第3号の規定を直接の根拠として、今現在は、本人及び世帯の同意なくして、当該個人情報の提供を受けることができるようになっております。

しかしながら、町長からこれら個人情報の目的外提供を受けることが、申請する際に、想起できることが必要であると考えますので、個人情報の利用についての欄を、前述の記載内容にして、申請時に確認できるようにしております。

以上で本議案についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○金崎教育長

では、議案第1号につきまして質疑はございませんか。

久原課長。

○久原課長

失礼いたしました。

1点、議案中ちょっと誤字がございましたのでこの場で訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほどの改め文4ページになります。

従前では、中頃にあります「申請者、世帯員同意・委任事項」という欄の中頃にあります、「在籍学校長」の「籍」ですね。

この「籍」が正しくありまして、下の方の、「委任事項」の3行目にあります「在席学校長」の「席」の字、この字が誤字になっておりますので、こちらを「籍」に改めまして、その分を今回の議案に付したいと思っております。

どうも失礼いたしました。

○金崎教育長

はい。繰り返します。

委任事項の在席学校長の「席」の字。これを、改定前の分の、4行目にある在籍の「籍」に改めるということで、修正がございました。

では改めまして質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

これで本日の議事は終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○山本教育次長

ありがとうございました。

次にその他でございますけれども、特段、その他ではございませんが、委

員さんの方から何かございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようであれば、これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。